

湯河原町知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
<p>(職親の申込み等)</p> <p>第3条 <u>施行規則第39条の規定による職親になることを希望する場合は、職親申込書(様式第2号)により申し出なければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p> </p> <p>4 (略)</p>	<p>(職親の申込み等)</p> <p>第3条 <u>施行規則第1条の規定による申出は、職親申込書(様式第2号)により申し出なければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p> </p> <p>4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	